議第39号

都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

本市都市公園条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和3年(2021年)2月25日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市都市公園条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市都市公園条例(昭和34年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「100分の3」を「100分の5」に改め、 同表第2項の表中

Γ

7	2	0	円
9	7	0	円
4	2	0	円
6	7	0	円
9	2	0	円
	4	2	円
	3	7	円
	5	0	円
1	0	0	円

2 5 0 円

5 0 0 円

4 7 0 円

Γ

	5	4	0	円
	8	3	0	円
1,	1	0	0	円
	4	8	0	円
	7	7	0	円
1,	1	0	0	円
		4	8	円
		4	3	円
		5	8	円
	1	2	0	円
	2	9	0	円
	5	8	0	円

8	4	О	円
3	5	0	円
	1	9	円
	1	8	円
6	7	0	円
1	8	0	円
1	8	О	円

9	6	О	円
4	0	0	円
	2	1	円
	1	9	円
7	7	0	円
1	9	0	田
1	9	0	円

」を

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の新潟県柏崎市都市公園条例別表第2の規 定は、この条例の施行の日以後に納付すべき使用料について適用し、 同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市都市公園条例(昭和34年3月31日条例第4号)

			額		金額	470⊞	H022	970円	420H	任029	田026	42H	37円	50円		100円	250円		日002	H0#8	350H	H6I	18円
		金額	公有財産台帳価格の100分の3に相当する額		単位	1本2つき1年							長さ1メートルにつ	き1年						1個ごつき1年	1個こつき1年	占用面積1平方メートルごつき1日	占用面積1平方メー
改正前	第16条関系) る場合		1年	5用する場合	上用物件の種類	第1種酯注	種電社	第3種酯注	第1種酯粧	第2種電話	第3種電話	その他の社類	外径が0.15メートル未満	外径が0.15メートル以上0.2 き1年		外径が0.2メートル以上0.4メ ートル未満	外径が0.4メートル以上1メー	トル未満	外径が1メートル以上	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電 1個ごつき1年 話所	送出緒 第二緒	占用期間が1月未満の場合	占用期間が1月以上の場合
	別表第2 (第15条、第16条関係 1 公園施設を設ける場合		1平方メートルにつき	 2 公園施設を占用する場合	日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	電柱その他こ	れに類するも 第2種電柱	6				·	水道管、下水	道管、ガス管	その他にたのメー	に類するもの		ブイ				競技会、集 会、展示会そ	の他にれらに
			5額		金額	日015	日088	1,100円	480H	日077	1,100円	48 ⊞	43H	<u>188</u>		H021	±1062		£30H	⊞096	400H	21円	円61
		金額	公有財産台帳価格の100分の512相当する額		単位	1本につき1年							長さ1メートルにつ	き1年						1個こつき1年	1個こつき1年	占用面積1平方メートルでつき1日	占用面積1平方メー
改正後	第16条類系 ·3場合		1年	公園施設を占用する場合	与用物件の種類	第1種配	種電社	第3種酯注	第1種酯粧	第2種電話	第3種電話	その他の社類	外径が0.15メートル未満	外径が0.15メートル以上0.2 き1年	メートル未満	外径が0.2メートル以上0.4メ ートル未満	外径が0.4メートル以上1メー	トル未満	外径が1メートル以上	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	建出箱	占用期間が1月未満の場合	占用期間が1月以上の場合
	別表第2 (第15条、第16条関系 1 公園施設を設ける場合	単位	1平方メートルにつき	2 公園施設を占	毕	電柱その他こ第13	れに類するも第2種配	<u>の</u> 第3	第1	第2	第3	8			その他にれらメー	に類するもの 外径	外径	1/1	外径	変圧塔その他これに話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	競技会、集 占用会、展示会、展示会、展示会そ	

		日029	180日	180円
	トルこつき1日	1本につき1年	値占用面積1平方メートルでつき1月	占用面積1平方メートルでつき1月
改正前	類する催しの ために設ける 仮設工作物	標識	工事用板囲い、足場、詰所その他工事用施占用面積1平方メー設	土石、竹木その他の工事用材料の置場
		日077	190日	日00日
	トンムころき 1日	1本につき1年	<u>占用面積1平方メー</u> トルこつき1月	占用面積1平方メートルごつき1月
改正後	類する催しの ために設ける 仮設工作物	標識	ニ事用板囲い、足場、詰所その他工事用施	上石、竹木その他の工事用材料の置場